

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

〈健康増進計画の背景〉

わが国は、医療技術の進歩や生活環境の改善等により、世界有数の長寿国となりましたが、食生活やライフスタイルの変化により生活習慣病が増加するなど、新たな健康課題に直面しています。

こうした中、国は、平成 12（2012）年 3 月に国民が主体的に取り組める新たな国民健康づくり運動として「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」を開始し、平成 25（2012）年度から令和 5（2023）年度までの 11 年間は「21 世紀における第 2 次国民健康づくり運動（健康日本 21（第 2 次）」（以下「健康日本 21（第 2 次）」という。）を推進し、健康寿命を着実に延伸してきました。

一方で、「健康日本 21（第 2 次）」においては、生活習慣病の発症を予防することに関する指標や一部の性・年齢階級について悪化している指標が存在し、健康増進に関連するデータの見える化、活用及び PDCA サイクルの推進が不十分であることなどの課題が指摘されたところです。

また、少子高齢化による総人口・生産年齢人口の減少、独居世帯の増加、女性の社会進出、仕事と育児・介護との両立、多様な働き方の広まり、あらゆる分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速、次なる新興感染症も見据えた新しい生活様式への対応の進展などの社会変化も予想されています。

これらを踏まえ、令和 6（2024）年度から令和 17（2035）年度までの「21 世紀における第 3 次国民健康づくり運動（健康日本 21（第 3 次）」（以下、「健康日本 21（第 3 次）」という。）では、健康日本 21（第 2 次）で推進していた「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」に加え、「個人の行動と健康状態の改善」「社会環境の質の向上」「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」を基本的な方向として定め、誰一人取り残さない健康づくりの展開と、より実効性を持つ取組みの推進を通じて、国民の健康増進の総合的な推進を図ることとしています。さらには、「女性の健康」や「自然に健康になれる環境づくり」、「個人の健康情報の見える化・再活用」などの新しい視点も取り入れています。

〈食育推進計画の背景〉

近年、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防に向けて、栄養バランスに配慮した食生活が望まれる中、高齢化の進行や世帯構造、社会環境、働き方の変化、貧困などに伴い、健全な食生活の実践が難しい家庭や個人の存在がメディアなどを通じて表面化されています。

国は、平成 27（2015）年度まで内閣府に設置されていた食育推進会議（会長は内閣総理大臣）を第 3 次食育推進基本計画の策定と同時に農林水産省に移管し（会長は農林水

産大臣)、令和3(2021)年度には「第4次食育推進基本計画」を策定しています。

第4次食育推進基本計画では、国民の健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、SDGs の考え方を踏まえながら、多様な関係者が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進することとしています。

また、3つの重点事項として「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」を掲げ、総合的に推進するとともに、栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民の増加や産地・生産者を意識し、環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の増加などの目標を見直し追加しています。

〈自殺対策計画の背景〉

平成18(2006)年に自殺対策基本法が制定され、さらには平成28(2016)年に都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられ、国を挙げて自殺対策を総合的に推進したことにより、年間3万人を超えていた我が国の自殺者数は年々減少してきました。

また、平成19(2007)年には、自殺対策基本法に基づき、国が推進すべき自殺対策の指針として定めた「自殺総合対策大綱(以下「大綱」という。)」を策定し、概ね5年を目途に平成24(2012)年と平成29(2017)年に見直しを行っています。令和4(2022)年には、我が国の自殺の実態を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて見直された大綱が閣議決定されました。

国の自殺者数は、依然として2万人を超えるなど高い水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況が続く中、コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は令和2(2020)年から3年連続の増加、小中高生は令和4(2022)年には過去最多となっています。

そのような中、見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組みに加え、子ども、若者、女性に対する推進・支援の強化や新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進、地域自殺対策の取組強化などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

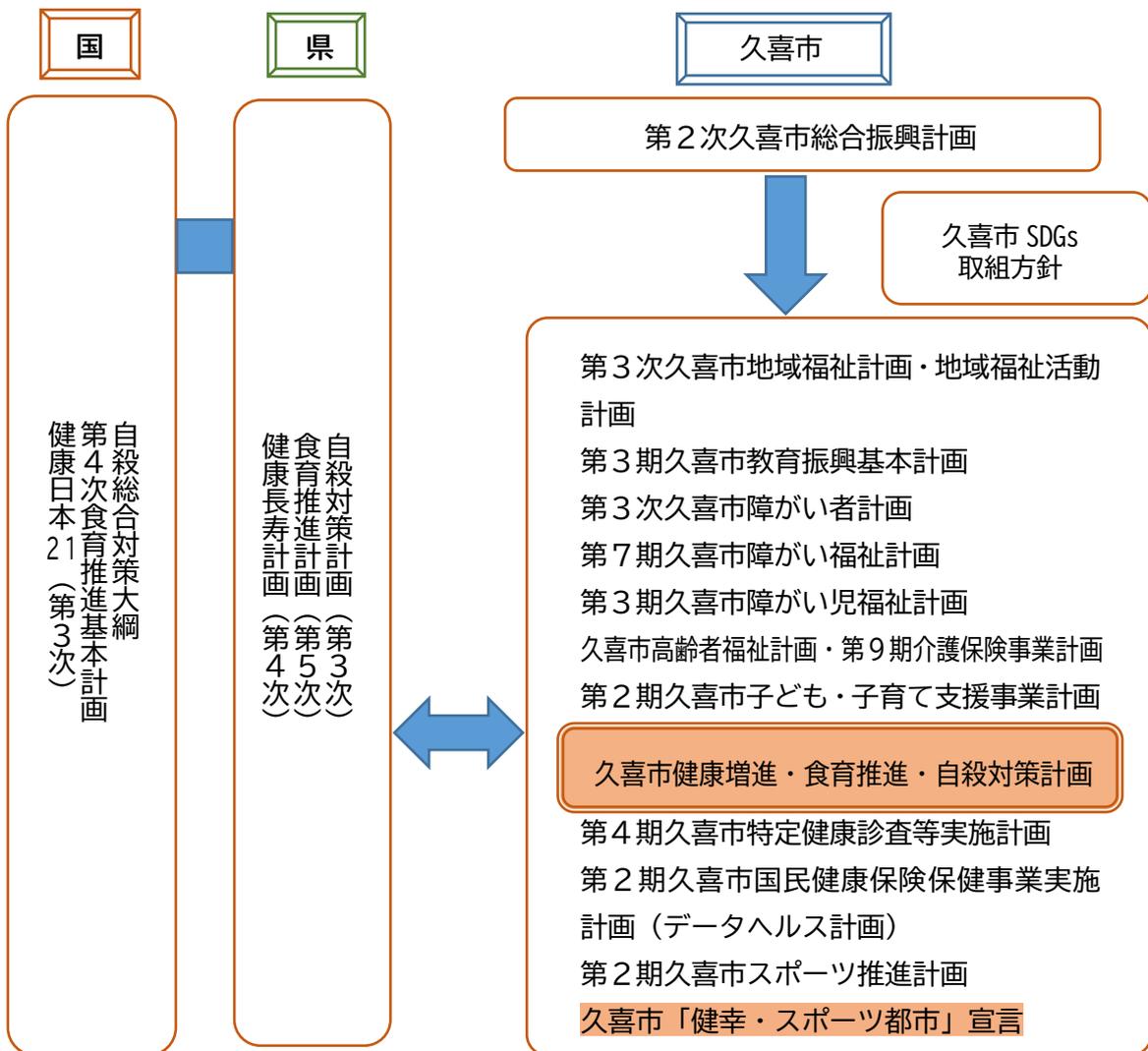
2 計画策定の趣旨

本市では、これらの国の動向を踏まえ、県の計画とも整合を図り、平成 29（2017）年 3 月に「第 2 次久喜市健康増進・食育推進計画」を、また、平成 31（2019）年 3 月に「久喜市自殺対策計画」を策定し、「笑顔あふれる 元気なまち 久喜市」、「誰も自殺に追い込まれることのない久喜市を目指して」の実現に向けて取組みを推進してきました。このたび、令和 6（2024）年 3 月にこれらの計画が終期を迎えることから、市の最上位計画である「第 2 次久喜市総合振興計画」の基本目標 2「いつまでも健やかに生き生きと幸せに暮らせるまちをつくる」を具体化する計画として、また、関連する「健康増進」、「食育推進」、「自殺対策」をより効果的、総合的に推進するため、3 つの計画を一体的な計画として策定します。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の目的と法的位置づけ

- ・本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画及び自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画を一体的に策定した計画です。
- ・国の「健康日本21（第3次）」、「第4次食育推進基本計画」及び「自殺総合対策大綱」並びに県の「埼玉県健康長寿計画（第4次）」、「埼玉県食育推進計画（第5次）」及び「埼玉県自殺対策計画（第3次）」と整合を図っています。
- ・市の「第2次久喜市総合振興計画」をはじめ、健康づくり、食育及び自殺対策に関連のある各種計画等と整合を図っています。



久喜市「^{けんこう}健幸・スポーツ都市」宣言

久喜市では、令和2（2020）年3月8日に、久喜市「^{けんこう}健幸・スポーツ都市」を宣言しました。

本計画は、スポーツや運動等を通じて誰もが心身ともに健康となり、いきいきと暮らせるまちを目指して、「^{けんこう}健幸・スポーツ都市」宣言に基づいた取組みを推進します。

○久喜市「^{けんこう}健幸・スポーツ都市」宣言

令和元年12月24日

告示第372号

都市と自然が調和する永久（とわ）に喜び暮らせるこのまちで、私たち久喜市民は、誰もが輝き、健やかで幸せな生活を送ることを願います。

この願いを実現するため、私たちは健康づくりへの意識をさらに高め、一人ひとりが自分に合った運動やスポーツに親しみます。

そして、スポーツによる豊かなコミュニケーションを通じて、世代を超えて人と人がつながり、いきいきと暮らせる「^{けんこう}健幸・スポーツ都市」を目指すことをここに宣言します。

- 適度な運動、適量でバランスの良い食事、規則正しい生活習慣を実践する『健康なまち』を目指します。
- 運動やスポーツを通じて、新たに挑戦する勇気と継続する強い意志を養う『常に発展するまち』を目指します。
- 運動やスポーツに親しみ、他人を敬う謙虚な姿勢と仲間を思いやる優しい心を育む『強い絆のまち』を目指します。
- とともに身体を動かして、『笑顔あふれる躍動するまち』を目指します。



健幸・スポーツ都市 久喜

SDGs

国連サミットで平成 27 (2015) 年 9 月に加盟国の全会一致で採択された、SDGs (持続可能な開発目標) は、「Sustainable Development Goals」の略で、17 のゴール (目標) と 169 のターゲットが掲げられた、全ての国が取り組むべき普遍的な目標です。

久喜市では、世界的な目標である SDGs を達成するための各種取組を推し進めていくことが必要であることから、令和 3 (2021) 年 7 月 9 日に「久喜市 SDGs 取組方針」を定めました。

本計画は、「久喜市 SDGs 取組方針」に基づき、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す SDGs の理念に資する取組みを推進します。

〈本計画で取り組む主な SDGs ゴール〉

 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>ゴール2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>ゴール3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>ゴール4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒が主体的に決定・行動することにより、様々な意思決定過程に関わる力をつける。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>ゴール 10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>国内及び国間の不平等を是正する。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>ゴール 12 つくる責任 使う責任</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する。</p>

〈SDGs に掲げる 17 の目標〉



4 計画の期間

本市では、市の最上位計画である「第2次久喜市総合振興計画」の基本目標2「いつまでも健やかに生き生きと幸せに暮らせるまちをつくる」を具体化する計画として、「健康増進計画」、「食育推進計画」、「自殺対策計画」を一体化し、「第3次久喜市健康増進・食育推進計画 第2次久喜市自殺対策計画」として策定します。

この3つの計画の中で、国の健康増進分野の計画である「健康日本21(第3次)」は、令和6(2024)年度から令和17(2035)年度までの12年間の計画となっています。

他の2分野の国の現行計画では、食育については令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで、自殺対策は令和4(2022)年10月から令和9(2027)年度頃までのそれぞれ概ね5年間とされており、国の各分野の計画等の期間は、それぞれに異なります。

そのような中、今回、本市が策定する「久喜市第3次健康増進・食育推進計画 第2次久喜市自殺対策計画」については、国の各分野の計画の中で最も計画期間の長い「健康日本21(第3次)」に合わせ12年間とし、6年目から7年目にかけて中間評価及び必要な見直しを行うことで、国の食育推進、自殺対策の分野に関する新たな取組みや見直しにも対応します。

また、法律の改正や社会情勢の変化等により、本計画の見直しが必要な場合には、随時見直しを行い、柔軟に対応することとします。

		平成		令和																
		29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
国	健康日本21	第2次(平成25年度~)					第3次(~令和17年度)													
	食育推進基本計画	第3次(平成28年度~)			第4次				おおむね5年ごとに見直し											
	自殺総合対策大綱	おおむね5年ごとに見直し																		
県	健康埼玉21	令和5年4月1日から健康長寿計画と一体化																		
	健康長寿計画	第2次		第3次																
	食育推進計画	第3次		第4次																
	自殺対策計画	第1次		第2次																
市	総合振興計画	後期基本計画				第2次 前期基本計画				第2次 後期基本計画										
	健康増進・食育推進計画	第2次					第3次健康増進・食育推進計画、第2次自殺対策計画													
	自殺対策計画						中間評価													

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、公募による市民、健康増進・食育推進に関する関係団体に属する方、学識関係者などで構成する「久喜市健康増進・食育推進会議」において、審議しました。

庁内においては、関係各課による「久喜市健康増進・食育推進庁内連絡会議」及び「久喜市健康増進・食育推進庁内連絡会議作業部会」を開催し、策定を進めてきました。

また、市民意見提出制度（パブリック・コメント）による意見の募集を行い、関係者や市民の意見が反映されるよう配慮しています。